

藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市文化財保護条例（昭和35年藤沢市条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定により指定を受けた藤沢市指定重要文化財，藤沢市指定史跡，藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物（以下「指定重要文化財等」という。）の日常の維持管理及び活用の向上を図るため交付金を交付することについて，必要な事項を定めるものとする。

(交付対象物件)

第2条 交付の対象となる指定重要文化財等は，次のとおりとする。

- (1) 有形文化財
- (2) 無形文化財
- (3) 有形民俗文化財
- (4) 無形民俗文化財
- (5) 史跡，名勝又は天然記念物

(交付対象者)

第3条 交付の対象者は，指定重要文化財等を日常的に保存管理している者（以下「管理者等」という。）とする。但し，次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 地方公共団体が管理者等であるとき。
- (2) 管理者等が入場料等を徴収しているとき。

(交付額)

第4条 指定重要文化財等1件当りの交付額は，次の基準によるものとし，その額は予算の定めるところによるものとする。

種 別			単価（年額）
有形文化財	建 造 物	石 造	20,000 円 以内
		木 造	40,000 円 以内
	絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書，考古資料，その他		20,000 円 以内
無形文化財			50,000 円 以内
有形民俗文化財			20,000 円 以内
無形民俗文化財			50,000 円 以内
史跡，名勝又は天然記念物	面積 1,000 平方メートル未満		20,000 円 以内
	面積 1,000 平方メートル以上		30,000 円 以内

(交付申請及び通知)

第5条 交付を受けようとする管理者等は、藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付金の交付決定をしたときは、速やかに交付金額及び交付条件を管理者等に藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付金の請求)

第6条 管理者等は、前条第2項の通知に異議のない場合は、請求書を市長に提出するものとする。

(交付条件)

第7条 管理者等は、文化財保護法(昭和25年法律214号)及び藤沢市文化財保護条例(昭和35年藤沢市条例第9号)に定められた事項を遵守し、文化財の適切な維持管理に努めなければならない。

(交付金の使途)

第8条 交付金は、次に掲げる通常の保存又は維持管理に充てるものとする。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 有形文化財 | 管守、清掃、案内及び軽微な補修・保全 |
| (2) 無形文化財 | 行事費その他団体の活動に必要な経費 |
| (3) 有形民俗文化財 | 管守、清掃、案内及び軽微な補修・保全 |
| (4) 無形民俗文化財 | 行事費その他団体の活動に必要な経費 |
| (5) 史跡、名勝又は天然記念物 | 管守、清掃、案内及び標識・防護柵等の軽微な補修 |

(交付金返還)

第9条 市長は、管理者等が第7条の交付条件に違反したとき又は交付対象でなくなったときは、交付金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付申請書

年 月 日 藤 沢 市 長 住 所 申請人 団体名 氏 名 電 話 次のとおり申請します。																	
1 文化財の区分																	
2 名 称																	
3 申請額	<table><tr><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	千万	百万	十万	万	千	百	十	円								
千万	百万	十万	万	千	百	十	円										
4 交付金の使途																	

藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付決定通知書

年 月 日

様

藤 沢 市 長

標記交付金の交付を決定しましたので通知します。文化財の良好な保存及び維持管理に努められることをお願いいたします。

1 文化財の区分																	
2 名称																	
3 交付額	<table><tr><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	千万	百万	十万	万	千	百	十	円								
千万	百万	十万	万	千	百	十	円										
4 条件及び指示事項																	